

資料2-1(訪問系・相談系)	令和4年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和3年度指定障害福祉サービス事業者等（訪問系・相談系）の指導状況について

今年度は、コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み訪問系・相談系の実地指導を見送った。
例年、以下の項目での指摘事項が見られるため、事業所運営の参考にさせていただきたい。

1. 報酬返還事例（訪問系）

	項目	根拠
居宅介護	・家事援助について、最初の30分を超えてから15分単位で算定するところ、30分単位（例：サービス提供が45分である場合、本来は45分の単位数であるところ、1時間の単位数で請求）で算定していた。	算定基準 別表第1他
	・初回加算について、初回の居宅介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が支援又は同行していないのに算定していた。	

2. 報酬返還事例（相談系）

計画相談	・サービス利用支援費について、実施していない月に請求していた。	算定基準 別表
	・1回のサービス利用支援に対し、連続する月に計2回請求していた。	
	・継続サービス利用支援費について、利用者の体調不良でモニタリングを実施していなかったが、算定していた。	
	・継続サービス利用支援費で請求すべき利用者に対し、サービス利用支援費で請求していた。	
	・サービス担当者会議実施加算について、継続サービス利用支援の実施時に算定できるが、サービス利用支援の実施時に算定していた。	
	・サービス担当者会議実施加算及びサービス提供時モニタリング加算について、実施していない月に請求していた。	

3. 指摘事例（訪問系）

	項目	事由	根拠
居宅介護等	ア 内容及び手続の説明及び同意	・契約書、重要事項説明書及び運営規程で記載が異なっていた。	指定基準 第9条
	イ 契約支給量の報告等	・報告を行ったことを証する書類を確認できなかった。	指定基準 第10条
	ウ 受給資格の確認	・利用者の受給者証の有効期間が切れていたにも関わらず、新しい受給者証の確認を行っていなかった。	指定基準 第14条
	エ サービスの提供の記録	・実績記録票とサービス提供記録票が一致していなかった。	指定基準 第19条
		・居宅介護の家事援助を提供した際に、家事援助ではなく重度訪問介護と誤記していた。	
		・提供したサービスの具体的内容（身体介護と家事援助の別等）及び実績時間数の記載が漏れていた。	
	オ 介護給付費の額に係る通知等	・提供したサービスの具体的内容（身体介護と家事援助の別等）及び実績時間数の記載が漏れていた。	指定基準 第23条 他
		・介護給付費の額及び地域生活支援給付費の額に係る利用者への通知の事実を証する書類を確認できなかった。	
	カ 居宅介護計画の作成	・サービス提供責任者でない管理者が、作成及び説明をしていた。	指定基準 第26条
		・担当する従業者の氏名及びサービスの具体的内容等を記載していなかった。	
キ 勤務体制の確保等	・月ごとの勤務表を作成しておらず、日々の勤務時間、職務の内容等を明確にしていなかった。	指定基準 第33条	
ク 秘密保持等	・雇用契約時に従業員から秘密保持に関する誓約書等を受領していなかった。	指定基準 第36条	
	・あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていなかった。		
ケ 変更の届出等	・管理者及びサービス提供責任者が変更になっていたにもかかわらず、届け出ていなかった。	法 第46条	

4. 指摘事例（相談系）

	項目	事由	根拠
相談系事業所	ア 従業者	・相談支援専門員が、兼務する他の事業所の利用者に対し、3か月を超えてサービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施していた。	指定基準 第3条
	イ 内容及び手続の説明及び同意	・契約書、重要事項説明書及び運営規程で記載が異なっていた。	指定基準 第5条
	ウ 計画相談支援の具体的取扱方針	・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の内容について、一部利用者等の同意が確認できなかった。	指定基準 第20条
	エ 記録の整備	・サービス担当者会議の開催等により、担当者から、専門的な見地からの意見を求めている事実を確認できなかった。	指定基準 第30条
		・モニタリングに当たって、居宅ではなく通所先を訪問していた。	
		・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の片方しか保存されていなかった。	
		・一部利用者のサービス担当者会議等の記録が保存されていなかった。	
オ 変更の届出等	・一部利用者のモニタリングの結果の記録が保存されていなかった。	法 第51条の25他	
	・相談支援専門員が変更になっていたにもかかわらず、届け出ていなかった。		
ケ 請求に関する算定誤り	・サービス担当者会議実施加算及びサービス提供時モニタリング加算について、記録の作成が不十分であった。	算定基準 別表	
	・精神障害者支援体制加算について、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されている旨を事業所に掲示していなかった。		

5. 他自治体行政処分事例（訪問系）

	処分内容	事由	根拠
居宅介護等	<p>（高知市） 指定の一部の効力停止（新規利用者受入停止）6か月間</p>	<p>（人員基準違反） ・常勤換算方法で2.5以上配置していなかった。</p> <p>（設備基準違反及び運営基準違反）※抜粋 ・利用申込者に対し重要事項説明書の説明をしていなかった。 ・サービスの提供の記録を適正に記録等していなかった。 ・月ごとの勤務表を作成しておらず、勤務した記録も無い等、勤務体制の確保ができていなかった。</p> <p>（不正請求）※抜粋 ・提供したサービス実施記録が無いにもかかわらず、報酬請求していた。 ・同一ヘルパーが同一時間帯に複数の利用者に対してサービスを提供した記録となっているにもかかわらず、当該記録に係る報酬請求をしていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第50条第1項第3号 ・法第50条第1項第4号 ・法第50条第1項第5号 ・法第50条第1項第6号 ・法第50条第1項第7号
	<p>（川崎市） 指定の一部の効力停止1か月</p>	<p>（運営基準違反） ・従業者として登録していない統括責任者が、特定の利用者の行動援護を直接提供し、従業者に対して運営に関する規定を遵守させる立場であるにも関わらず、提供していない従業者の名義を使用してサービス実績記録票の作成を指示した。</p> <p>（不正請求） ・従業者として登録していない統括責任者が提供した利用者1名分に対する行動援護について、提供していない従業者の名義を使用して給付費を不正に請求し、受領した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第50条第1項第4号 ・法第50条第1項第5号
	<p>（東京都） 指定取消</p>	<p>（運営基準違反） ・複数回にわたってサービス提供の記録を破棄し、虚偽のサービス提供の記録を作成した。</p> <p>（不正請求） ・不正に介護給付費を請求し、受領した。</p> <p>（不正又は著しく不当な行為） ・福祉・介護職員処遇改善加算の実績報告において、虚偽の実績を報告した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第50条第1項第4号 ・法第50条第1項第5号 ・法第50条第1項第10号

<p>(寝屋川市) 指定取消</p>	<p>(人員基準違反)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤で配置すべきサービス提供責任者が配置されておらず、今後も配置する見込みがない。 ・従業者を常勤換算方法で2.5以上配置すべきところ配置されておらず、今後も配置をする見込みがない。 <p>(運営基準違反)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が事業所の従業者及び業務の一元的な管理を行うべきところなされていなかった。 ・サービス提供責任者が居宅介護計画作成のための一連の業務、利用の申し込みに係る調整、従業者への技術指導等を行わなければならないところ行われていなかった。 ・運営規程には、事業所のサービスの提供内容を記載すべきであるが、サービスの提供内容として記載がされていない「乗降介助」について、サービス提供を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法第50条第1項第3号 ・法第50条第1項第4号 ・法第50条第1項第5号
<p>(長野市) 指定取消</p>	<p>(不正の手段による指定申請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定申請時から、従業者の人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員基準が満たされている書類を作成、申請し、不正に指定を受けた。 	<p>法第50条第1項第8号</p>
<p>(大阪市) 指定取消</p>	<p>(介護保険法違反)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービスの事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。 	<p>法第50条第1項第9号</p>

6. 他自治体行政処分事例（相談系）

	処分内容	事由	根拠
相談支援事業所等	(向日市) 指定取消		法第51条の25第3項及び第51条の29第2項第3号、第4号、第6号、第7号、第9号及び児童福祉法第24条の32第1項及び第24条の36第1項第3号、第4号、第6号、第7号、第9号に該当する事実が確認されたため

関係法令

○法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

○指定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○算定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

○解釈通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

○留意事項通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、各々の 法令をご確認ください。